

下関市における放課後の居場所に関する研究

程 ジョカイ*・山本善積

Study on Place for After-School Children in Shimonoseki City

CHENG Shuhuai, YAMAMOTO Yoshizumi

(Received September 26, 2014)

はじめに

近年、小学生の放課後の過ごし方においては、地域の安全性の低下、共働き家庭の増加、習い事に通う子どもが増えたことにより、子どもたちが安全で安心して放課後生活を過ごすことが難しくなってきた。そのため、学童保育の重要性が認知され、1997年からは児童福祉法で「放課後児童健全育成事業」（以下は学童保育と称する）として位置づけられてきた。一方、文部科学省の放課後子ども教室推進事業も重視されてきた。こうした中で、文部科学省と厚生労働省による「放課後子どもプラン」が2007年度から始まった。調査によれば、全国で、放課後子ども教室の実施数は1万376教室ある（2013年8月、文部科学省、「子ども教室実施状況」）。学童保育所数は2万2096ヵ所あり、入所児童数も93万3535人になった（2014年5月、全国学童保育連絡協議会）。学童保育の入所児童数がはじめて90万人を超えたが、待機児童の解消はまだできていない。待機児童の解消、「女性の活躍」、仕事と子育ての両立の支援のため、2014年に「放課後子ども総合プラン」が出された。その中に、学童保育の入所児童数を2019（平成31）年までに30万人増やすことが記された。

学童保育や放課後子ども教室は量的な問題だけではなく、多くの問題が残っている。その一つは質に関わる問題である。2013年に改定された「児童福祉法」のなかで、学童保育の運営基準が条例化されたが、施設基準に関しては、「国の基準を参考にして基準を定める」ということになっており、明確な基準がない。また、「余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図る」（児童福祉法）、「小学校の余裕教室等を活用することが望ましい」（放課後子ども総合プラン）などにより、学校の余裕教室を利用して実施する学童保育や「一体型を中心とした学童保育と放課後子ども教室」などがこれから急増すると予想される。

これらの背景を踏まえ、本研究では、学童保育と放課後子ども教室の環境をつかみ、特に学校の余裕教室で実施している学童保育と放課後子ども教室の状況を把握し、余裕教室を放課後の生活を過ごす場にするには何が必要かを考察することを目的とした。そのため、余裕教室での実施率が全国平均より高い下関市を調査対象とした。下関市内の学童保育47クラブの指導員、放課後子ども教室25教室のコーディネータを対象にアンケート調査を行った。回収率は学童保育38部（80.9%）、放課後子ども教室10部（40%）であった。これとあわせて、四つの代表的な学童保育所と二つの放課後子ども教室の訪問調査を行った。訪問調査は2013年11月に、アンケート調査は2014年2月～3月に実施した。

*教育学研究科

1. アンケート調査の結果と分析

(1) 学童保育に関して

下関市福祉部子ども家庭課資料によれば、下関市内の学童保育は2013年5月時点で、47カ所で、実施主体としては公立公営46カ所（97.9%）、民設民営は1カ所（2.1%）である。

実施場所は、学校の余裕教室34（72.3%）、学校敷地内8（17.0%）、公的施設3（6.4%）、その他2（4.3%）である。このように、余裕教室で実施している割合はほかの実施場所より圧倒的に高い。また、全国の実施状況は、余裕教室の割合は47.9%であり、下関市の余裕教室を利用して実施している割合は全国と比べても高いということがわかる。

入所児童数を学年別に示せば、小学1年生が752人、2年生が565人、3年生が389人、4年生～6年生が13人、合計1,719人となっている。そのうち障害児数は87人である。入所児童数別の学童保育数では、9人以下が4（8.5%）、10人～35人が14（29.8%）、36人～70人が27（57.4%）、71人以上が2（4.3%）となっている。登録人数が36人以上と人数の多い学童保育が割合でも多く、分割が必要な71人以上の学童保育も2カ所ある。大規模学童保育はまだ存在している。また、山口県の運営指針では35人規模が望ましいとされているが、この限度を超えている学童保育は61.7%と相当あり、そこに記された、「1クラブあたりの放課後児童数が概ね35人以上となる場合は、新たに実施場所を確保する、又は既存の実施場所に間仕切り等を行うことにより、クラブを分割することが望ましい」という指針に沿えば、30程度の実施場所の分割が必要になる。現在、余裕教室は足りていない状態で、またほかの用途にも使われているため、さらに余裕教室の確保等によって分割することは難しい。

次に、学童保育の施設状況と設備状況を調べた。「生活の場」として必要な施設・設備は生活室、プレイルーム、静養室、事務室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等が挙げられる（全国学童保育連絡協議会「私たちが求める運営基準」）。

図1のように、余裕教室の場合、専用のトイレが3.6%あり、共用のトイレが89.3%あるが、トイレがないところもあった。専用のトイレを余裕教室に設けることが難しく、一般の児童と一緒に近くにある学校のトイレを使用しているのがほとんどであった。トイレが遠いとか足りないといった問題が起こっていると考えられる。また、障害児用トイレは「専用」が0%、「共用」が17.9%、「ない」が82.1%であった。障害児用のトイレは8割以上ないという現状である。

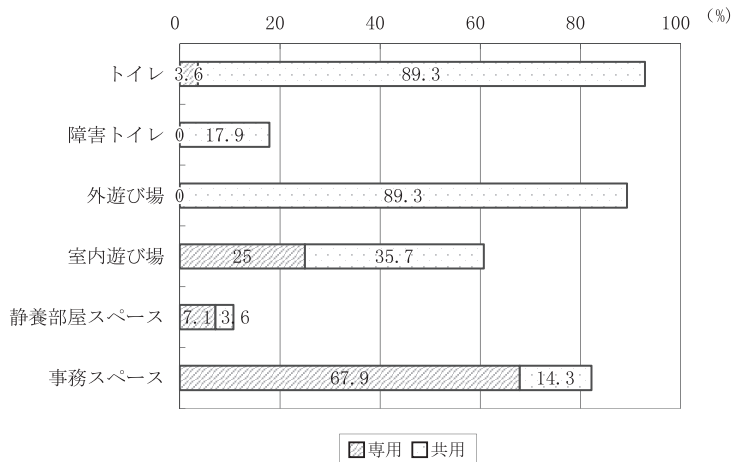


図1 余裕教室の施設の設置状況

外遊び場は専用が0%、共用が89.3%、「ない」が10.7%となっている。外遊び場の重要性は言うまでもないが、1割以上の学童保育には外遊び場がない。また、共用の場合にスポーツ

少年団などとの関係で、自由に遊べないのが一般的である。室内遊び場は専用が25%、共用が35.7%、「ない」が39.3%である。また、「体を動かして室内遊びができるスペース」の有無を尋ねたところ、57.8%の学童保育が「ない」という答えであった。狭い教室で遊びスペースを確保することが難しいことがわかる。そのため、室内遊び、特に体を動かして遊ぶことはあまりできないと思われる。

静養部屋・スペースは体調が悪いときに休憩できるスペースであり、発達障害児等が落ち着くところでもある。したがって、生活の場として欠かせない施設である。しかし、もともと狭い教室ではなかなか静養部屋・スペースを間仕切って確保することに無理がある。設置率は「専用」と「共用」を合わせて、わずか10.7%しかない。「困っていること」を尋ねると、半数以上の指導員が「静養部屋・スペースがない」を選択した。「体調が悪い子がいたらどうするか」を指導員に聞くと、半数以上は親に迎えに来てもらうとの回答であった。学童保育の役割は「子供が安全・安心して生活できる場」を提供することであり、「親が安心して仕事をするために支援する」ことでもある。現在の状況からみれば、指導員も保護者も困っていると言える。

指導員の専用の事務スペースがないところは32.1%あった。また、指導員のロッカーもすべて設置されていない。日常の煩雑な仕事をしなければならぬ指導員にとって、現在の労働環境はかなり厳しいと言える。

学校内の専用施設の場合も同じような問題を抱えている。設置率は静養部屋・スペースが20%、指導員の専用事務スペースが40%という結果であった。しかし、専用トイレの設置率は余裕教室より高く、60%であった。

その他の施設の場合、専用の外遊び場を持っているところが2割ある。専用の事務スペースの設置率も60%と高かった。

次に、学童保育の設備の設置状況を尋ねた。図2に余裕教室の設備状況を示した。余裕教室の場合、設置率が最も低いのは台所設備とシャワーである。台所の設置は1カ所(3.6%)、シャワー設置も1カ所(3.6%)で、これらはほとんど設置されていない。台所設備は、山口県の運営指針にもあるように、設置が望ましい設備であるが、現在の状況では、冬に暖かいものを提供したり、お湯を沸かしたりすることもできないと思われる。「家庭に代わる生活の場」にならないと言えるだろう。冷蔵庫と冷暖房は9割以上の学童保育に設置されていた。

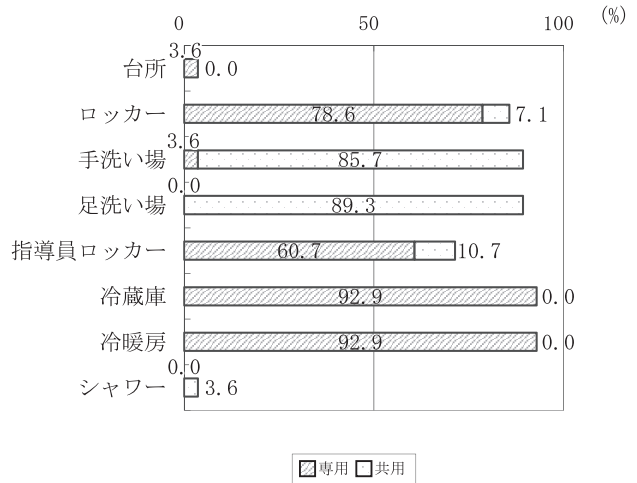


図2 余裕教室の設備の設置状況

手洗い場と足洗い場はほとんど共用であるが、9割くらい設置されていた。共用の場合にかなり遠いところにあるケースもあったため、ある程度不便が生じていると推測される。子どもの衛生面から考えれば、専用が望ましいが、余裕教室の場合には専用の手洗い場と足洗い場を設置することが困難だと考えられる。

学校の専用施設の場合、台所、シャワー、障がい児用トイレはすべて設置されていなかった。静養部屋・スペースの設置率も低かった(20%)。

学校外のその他の施設の場合は、台所が8割、シャワーが4割設置されていた。

(2) 放課後子ども教室に関して

下関市には25の放課後子ども教室が開設され、小学校数に対する開設率は48%である。利用児童数（延べ）¹は18,885人である。放課後子ども教室は、施設・設備の基準がなく、定められていない環境で実施している。また、活動の内容により、環境の多様性がみられる。

施設・設備の設置状況について調べた結果を図3に示した。ロッカーの設置率は30%しかなく、相当低い。ロッカーが設置されていないところは床にシートなどを敷き、臨時の物置として作っている場合が多い。手洗い場の設置率は70%であり、消火設備は60%であった。冷暖房設備は40%で、多くのところで夏は扇風機、冬は電気ストーブを使用している。

静養スペースを設けているところは3割程度であった。静養できるスペースの確保が難しい状況にあると言える。宿題スペースの設置率は30%であった。遊びを中心にして活動しているところが多く、宿題をする場面はないところも少なくない。宿題スペースを区分してやっているところが少ないことがわかる。遊びを中心としているとはいえ、室内遊びスペースがない教室が4割あり、外遊び場がない教室が3割あった。こうした中で、子どもが自由に遊べる環境が整えられているとは言えないだろう。

学童保育であろうと放課後子ども教室であろうと、静養スペース確保が難しいこと、室内でも屋外でもあまり自由に遊べないことが共通している。

(3) 学童保育と放課後子ども教室との連携

学童保育と放課後子ども教室との連携についても聞いたが、ほとんど（9割）連携していないというのが現在の状況である。また、連携しているところでも名簿交換程度の交流しかないため、連携して活動することも難しい状況と言える。連携している4か所（余裕教室3、専用施設1）はすべて学校内の施設を利用して実施している学童保育であった。学校内で実施している学童保育は放課後子ども教室と交流しやすいと思われ、それも学校内で実施している学童保育の大きな利点の一つとして挙げられる。

2. 訪問調査の結果と分析

下関市内の学童保育4カ所（余裕教室3カ所、学校内専用施設1カ所）、放課後子ども教室2カ所に訪問調査を行った。以下はその調査結果である。

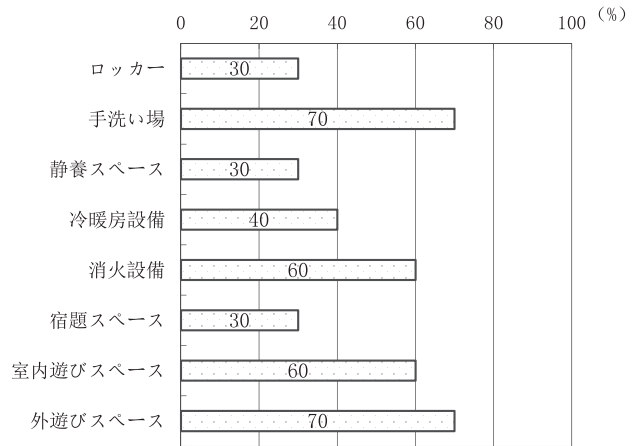


図3 放課後子ども教室の施設・設備の設置状況

¹ 毎回の参加人数×参加回数

(1) 学童保育

学童保育 A は余裕教室 2 教室分を使っている。1 年生は教室 1 (44人) を使って、2 年生と 3 年生は教室 2 (53人) を使って、自由遊びを中心に生活している。特に外遊びがよくできている。外遊び場は教室の前側のバスケットコーナーと裏側の「教育の森」の 2 ヶ所ある。火曜日と木曜日はバスケットコーナーを利用し、月曜日、水曜日、金曜日は「教育の森」を利用している。「教育の森」では様々な遊具があるが、スポーツ少年団も使っているため、あまり自由に遊べない状況である。また、指導員の話によると、「椅子が足りない」、「宿題する場所がない」、「座ってできる遊びしかできない」(写真 1)、「トイレが遠い」「手洗い場は外にある」「静養スペースがない」などの問題がある。それに、毎週水曜日に隣の余裕教室で放課後子ども教室が実施されている。両方に参加している子どももいるため、放課後子ども教室との情報交換や交流を行っている。



写真 1 学童保育 A の教室 1



写真 2 学童保育 B の裏側の花壇状況

学童保育 B は余裕教室 2 教室を使っている。1 つは「宿題の部屋」、もう 1 つは「遊びの部屋」というようにスペースを分けて行っている。運動場は遠くにあり、またスポーツ少年団も使用するため、外遊びは難しい。外遊び場として、教室の裏側の花壇が利用されているが、怪我する危険性があるため、走ることはできない(写真 2)。普段、子どもたちはその花壇で虫取りなどの遊びを行っている。そのために机の上に上ったり、狭い教室内で走ったりしている子どもが見られる。静養部屋がないが、学校との連携ができているため、何かがあった場合には学校の保健室を利用することができる。

学童保育 C は余裕教室 1 教室を使っている。1 教室のため、室内遊びスペースが足りなくて、室内遊びが限られている。外遊び場も確保されておらず、外遊びは週 1 回しかない。学校の駐車場が隣にあり、車の出入りがあるため、外遊びは危ないという面もある。それ以外に、「畳がない(横になれるスペースがない)」「障害のある人のためのクールダウンのスペースがほしい」「狭い」などの問題が出ている。この学童保育には台所設備が設置されているため(写真 3)、おやつ提供等に便利である。また、同じ校区内で実施されている放課後子ども教室に参加している子どもがいるため、指導員は子どもを送迎することもある。

学童保育 D は学校内の専用施設で実施している。2 つの学級 (111人) があるが、生活室は 1 人当たり 2.58㎡あり、山口県の運営指針の 1 人当たり 1.65㎡よりもかなり広がっている。子どもたちはゆったりと過ごしている。グラウンドで新築された施設で、下関市の中でも最も新



写真3 学童保育Cの台所設備



写真4 学童保育Dの静養部屋

しい学童保育施設であり、外遊び場は十分確保できる。また、静養部屋（写真4）、室内遊びスペース、宿題スペース、指導員の専用事務室、男女別のトイレなど必要な施設も設置されている。設備についても、手洗い場、足洗い場、ロッカーなどもある。優れた環境だと思われる。しかし、施設のすべてがバリアフリー化されていない。また、台所設備や障害児用のトイレがないという点はまだ不十分だと考えられる。

(2) 放課後子ども教室

放課後子ども教室①は学校内の施設を使って実施している。普段は2つの余裕教室を使っているが、体育館や図書館などは申し込むと使用できる。地域の方と子どもたちとのふれあいの場を増やしたい、また、学年を超えた子供同士の交流の場を設けたいとの思いで、この放課後子ども教室が開設された。1年生から6年生までを対象にしている。参加児童数が58人、通常ボランティアが5、6名（2013年時点）である。地域の看板を利用して募集をかけるとか個別依頼などでボランティアを集めている。地域の方の力を生かし、異年齢・異世代の交流で子どもたちの社会性を育てるために努力している。子どもたちは学習時間で宿題などをしてから、合同活動に入る。宿題の指導や自由学習プリントや利用施設などについては学校も協力しており、学校との連携はできていると思われる。活動は豊富で、さまざまな体験活動や伝統の遊びなどを行っており、子どもたちも楽しく遊んでいる。遊びは主に室内遊びを中心に折り紙、工作、シャボン玉遊びなどがある。隣の教室で学童保育が実施されているが、連携していないという現状である。

放課後子ども教室②は学校内の施設を使って実施している。2013年度までは余裕教室で行っていたが、2014年度から、体育館を利用し始めた。教室実施の時は、2つの教室を使っており、スペース分けはなかった。体育館で実施するようになって、宿題スペース、絵本読みスペース、活動スペースなどに分けて行っている。100人近くの登録児童数なので、まとめて活動するのは難しい。活動内容も主に自由遊びであるが、安全管理のため外に出る人は担当のボランティアに報告することになっている。室内遊びは折り紙、トランプ、絵本読みなど座ってできる遊びであった。外遊びはサッカー、ボール遊び、遊具を使って遊ぶこと、虫取り、野外探検など体を動かす遊びであった。「ボランティアの確保が難しい」「ボランティアの協同意識ができていない」「学校との連携がほとんどない」「人数が多くて、学童保育と連携するには無理がある」「ロッカーなどの基本設備が不十分」などの問題が残っている。

まとめと考察

全国の学童保育と同様に、下関市においても学童保育は量的な問題だけでなく、施設の空間・設備の改善など質的な問題も多く見られる。また、とくに、これから増えていくと推測される余裕教室において、環境が整えられていない状況だと思われ、空間面や施設・設備面で多くの課題が残っている。一方、放課後子ども教室においても、さまざまな問題がある。

本研究では下関市の放課後の居場所について、次のようなことがわかった。学童保育の場合、学校の余裕教室で実施している割合はほかの実施場所より圧倒的に高い。また、下関市の余裕教室を利用して実施している割合は全国と比べても高い。余裕教室において、専用トイレの設置率が低く、また共用トイレが近くにないものもあった。障がい児用トイレはほとんど設置されていない。外遊び場は8割が共用で、スポーツ少年団などとの関係で自由に遊べないという現状である。静養スペースがないところは9割近くあり、とても不十分だと思われる。台所設備と専用手洗い場とシャワー設備の設置率は1割もなかった。学校内の専用施設も同様に静養スペースや専用事務スペースの設置率が低い。専用トイレの設置率は余裕教室より高く、6割であった。しかし、台所設備もほとんど設置されていなかった。専用トイレを設置することもしくは近くに共用トイレを確保すること、静養スペースを確保すること、外遊び場を確保すること、衛生面から必要な設備を設置することなどが求められる。

放課後子ども教室の場合は、活動の内容による環境の多様性がみられるが、基本的な施設・設備は不十分だと思われる。静養スペース、ロッカー、自由に遊べる外遊び場などを確保することが難しい。

学童保育と放課後子ども教室の連携について、ほとんど（9割）連携していないというのが現状であり、連携していても、名簿交換程度の交流しかできていないため、連携して活動することも難しい。連携しているところはすべて学校内で実施している学童保育であったため、学校内で実施している学童保育は放課後子ども教室との交流や連携をしやすいと考えられる。

こうしてみると、余裕教室を利用して実施している学童保育と放課後子ども教室は施設・設備面での制約が多く、優れた環境を整えるとなると容易ではない。今後、山口県および全国の様子を把握しながら、余裕教室で実施している学童保育と放課後子ども教室がもっとうまくできるようになるには何が必要なのかといった検討が重要である。

謝辞

本調査研究にご協力いただきました山口県健康福祉部子ども未来課、下関市福祉部こども家庭課、下関市教育委員会生涯学習課並びにアンケート・訪問調査にご協力いただきました学童保育指導員、放課後子ども教室コーディネータとボランティアの皆様に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- ・厚生労働省：「放課後子ども総合プラン」、厚生労働省、2015
- ・全国学童保育連絡協議会、「学童保育の実態と課題—2012年版 実態調査のまとめ」、2012年、p.70-73
- ・同上、「私たちが求める運営基準」、2012年
- ・文部科学省、「放課後子ども教室実施状況」、文部科学省、2013年